

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

令和 7 年 4 月 1 日

火 曜 日

号 外

目

次

人事委員会規則

- 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 富山県資源管理方針の変更の公表 2

公 告

- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 5

規 則

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

富山県人事委員会

委 員 長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第25号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和 7 年富山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の単身赴任手当に関する規則第 5 条第 2 項第 7 号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

附 則

この規則は、単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年富山県人事委員会規則第18号）の施行の日から施行する。

(人委・企画・任用課)

告 示

富山県告示第139号

富山県資源管理方針の変更の公表について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第14条第 1 項の規定に基づく富山県資源管理方針の一部を令和 7 年 4 月 1 日付けで以下の通り変更したので、同条第10項で準用する同条第 6 項の規定により公表する。

令和7年4月1日

富山県知事 新 田 人 朗

第8中、「「別紙1-10 まだら本州日本海北部系群」」を「「別紙1-11 ぶり」」に、「「別紙3-17 てんぐさ富山県周辺海域」」を「「別紙3-16 てんぐさ富山県周辺海域」」に改める。

(別紙 1－3　するめいか) の第 2 の (2)、第 3、第 4 及び第 5 を次のように改める。

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事から法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

2 管理年度途中における配分の基準

管理年度途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分又は大臣管理区分若しくは他県の知事管理区分との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該増加分の全量をただちに当該知事管理区分へ配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙1－10 まだら本州日本海北部系群)の第5の次に、次の(別紙1－11 ぶり)を加える。

(別紙1－11 ぶり)

第1 特定水産資源

ぶり

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

富山県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

富山県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲

量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2

（5）に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙3-4 ぶり）を削除し、（別紙3-5 さわら日本海・東シナ海系群）を（別紙3-4 さわら日本海・東シナ海系群）に、（別紙3-6 あかむつ日本海）を（別紙3-5 あかむつ日本海）に、（別紙3-7 うまづらはぎ日本海・東シナ海系群）を（別紙3-6 うまづらはぎ日本海・東シナ海系群）に、（別紙3-8 ほっこくあかえび日本海系群）を（別紙3-7 ほっこくあかえび日本海系群）に、（別紙3-9 ばい類富山県周辺海域）を（別紙3-8 ばい類富山県周辺海域）に、（別紙3-10 しらえび日本海北部）を（別紙3-9 しらえび日本海北部）に、（別紙3-11 ほたるいか日本海）を（別紙3-10 ほたるいか日本海）に、（別紙3-12 そうだかつお類富山県周辺海域）を（別紙3-11 そうだかつお類富山県周辺海域）に、（別紙3-13 あかかます富山県周辺海域）を（別紙3-12 あかかます富山県周辺海域）に、（別紙3-14 しいら日本海）を（別紙3-13 しいら日本海）に、（別紙3-15 あおりいか富山県周辺海域）を（別紙3-14 あおりいか富山県周辺海域）に、（別紙3-16 わかめ富山県周辺海域）を（別紙3-15 わかめ富山県周辺海域）に、（別紙3-17 てんぐさ富山県周辺海域）を（別紙3-16 てんぐさ富山県周辺海域）に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、（別紙1-11 ぶり）の改正規定は令和7年7月1日から施行する。

（水産漁港課）

公 告

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

富山県警察統合型地理情報システム 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和13年 2 月28日（60か月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 6 年富山県告示第 165号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 6 年富山県告示第

165号) 第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 本装置の稼動後に、平日の9時から17時までの保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 応札仕様書等の提出期限

令和7年5月7日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和7年4月1日から同年4月23日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和7年4月14日 午前10時

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

- (4) 入札書の提出期限

令和7年6月4日 午前10時

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和 7 年 6 月 4 日 午前10時

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 9 階 901会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 (1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 か月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Toyama Prefectural Police Integrated Geographic Information System, one set
- (2) Your bid must be delivered not later than 10:00 a.m. on June 4, 2025
- (3) Contact point for notification:
Accounting Division, Police Administration Department
Toyama Prefectural Police Headquarters
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8570 Japan
Phonenumber: 076-441-2211

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

富山県警察オープンシステム用仮想サーバ 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和13年 2 月28日（60か月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 6 年富山県告示第 165号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 6 年富山県告示第 165号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 本装置の稼動後に、24時間の保守管理体制を確保することが可能であり、か

つ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 応札仕様書等の提出期限

令和7年5月7日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和7年4月1日から同年4月23日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和7年4月14日 午前10時30分

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

- (4) 入札書の提出期限

令和7年6月4日 午前10時30分

- (5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着と

すること。)

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和 7 年 6 月 4 日 午前10時30分

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 9 階 901会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 (1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 か月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限

の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

(3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

(4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。

(5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Toyama Prefectural Police Virtual Server For Open Systems, one set

(2) Your bid must be delivered not later than 10:30 a.m. on June 4, 2025

(3) Contact point for notification:

Accounting Division, Police Administration Department

Toyama Prefectural Police Headquarters

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8570 Japan

Phonenumber: 076-441-2211